

「令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務」企画提案競技実施要領

1 趣 旨

この要領は、青森県（以下「県」という。）が令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務を委託するにあたり、優れた企画提案を広く募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務

(2) 業務の内容

別添「令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託の件数及び予算上限額

(1) 件 数 1件

(2) 予算上限額 7,726,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定する。したがって、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがある。

※ なお、対象経費は委託業務に直接関わる経費とする（施設整備や備品購入等に係る経費のほか、飲食代その他事業と関連性が認められない経費は対象外）。

4 応募資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。

(2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

(4) 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

いずれも日本産業規格A4判を基本とする。

ア 参加表明書（別紙様式）

イ 会社概要

会社案内、商業登記簿等の写し、貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度）の写し等。

ウ 企画提案書

業務推進体制・スタッフ紹介、実施方針、実施計画、実施手法、その他提案事項等。記載事項の詳細については、下記6を参照のこと。

エ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(2) 提出方法

上記(1)に掲げる提出書類各6部（参加表明書は1部、FAX可。参加表明書以外の書類は正本1部、副本5部）を持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日9時から17時までとする。

(3) 提出期限

参加表明書 令和8年5月15日（金） 17時必着

参加表明書以外の書類 令和8年5月22日（金） 17時必着

(4) 留意事項

- ・企画提案は1法人につき1提案とすること。
- ・応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。
- ・提出された企画提案書は返却しないこと。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とすること。
- ・提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- ・提出された書類の内容について、必要に応じ関係機関に照会する場合があること。
- ・提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となること。
- ・提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・日本産業規格A4判）を提出すること。

6 企画提案書の記載事項

(1) 社内業務推進体制及びスタッフの配置

本業務を受託した場合の社内体制（連携する子会社、関連会社、個人を含む。）とスタッフの業務経歴について記載すること。

(2) 実施方針、実施計画、実施手法

以下の取組項目ごとに、実施方針、実施計画、実施手法等について記載すること。

- ・青森りんごのブランディングに係る課題

企画提案書に、課題等把握に向け、現時点で認識している青森りんごのブランディングに係る課題を記載すること。

- ・本業務におけるディレクターの候補者

企画提案書に、本業務におけるディレクターの候補者及び候補者のこれまでの実績、提案する理由を記載すること。

- ・スタンダードデザイン案の制作に係るデザイナーの候補者
企画提案書に、スタンダードデザイン案を制作するデザイナーの候補者及び候補者のこれまでのデザイン実績、提案する理由を記載すること。デザイナーの候補者は、複数名の提案を可とし、青森県内を拠点に活動する者が望ましい。
- ・青森りんご売場のスタンダードデザイン案の考え方
企画提案書に、スタンダードデザイン案の制作に向け、ワーキンググループの検討材料となる考え方やイメージについて記載すること。なお、提案された内容については、ワーキンググループで活用されない場合がある。
- ・実証試験における調査項目案

(3) 自社実績

本業務と類似の業務又は本業務を実施するに当たって優位になるとと思われる自社の実績について記載すること。(地方自治体から受託した業務に限らない。)

7 企画案の審査内容

(1) 審査方法

企画提案された内容について書類審査を実施し、もっとも優れた企画提案を行った者を委託先候補者とする。

なお、プレゼンテーションを必要に応じて実施することとし、実施する場合は別途、開催日時、場所及び時間を企画提案者に個別に連絡する。

(2) 審査基準

ア 遂行能力

- ・業務を確実かつ効率的に実施できる体制が整っているか。
(人員配置、経営基盤、管理体制等)
- ・業務を円滑かつ効果的に実施するための実績、ノウハウ、ネットワーク等を保有しているか。

イ 実施内容

- ・提案内容全体が業務内容(仕様書)を理解した適切な内容になっているか。
- ・実施内容が具体的かつ効果的であるか。
- ・現実的で無理のないスケジュールが設定されているか。

ウ 経費の見積内容

- ・業務を実施する上で必要な経費が計上され、適切な積算となっているか。

エ その他

- ・積極性、独自の創意工夫など事業効果が期待できる提案内容になっているか。

8 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、全ての提案者に対して文書により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 委託契約の締結

- ア 委託契約の締結に当たっては、企画提案書等の内容をもとに、委託先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約により委託契約を締結する。

イ 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (4) 本業務の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場があること。
- (5) 受注者は、業務の実施状況について、適宜、県へ報告すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。
- (7) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないこと。但し、あらかじめ書面により知事の承認を得たときは可能とすること。

10 スケジュール（予定）

令和8年4月23日(木)	企画提案の募集開始
5月 8日(金) 17時	質問受付の期限
5月15日(金) 17時	参加表明期限
5月22日(金) 17時	書類一式提出期限
5月下旬	書面審査
6月上旬～中旬	審査結果の通知、契約締結

11 問合せ・応募窓口

青森県経済産業部産業イノベーション推進課知的財産支援グループ

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 県庁北棟1階

※ 本事業に対する問合せ対応時間：土日祝日を除く下記の時間

(8:30～12:00、13:00～17:15)

電 話：017-734-9417 FAX：017-734-8116

E-mail：innovation@pref.aomori.lg.jp

参 加 表 明 書

令和8年 月 日

青森県経済産業部産業イノベーション推進課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

「令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務」の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

なお、企画提案競技実施要領に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

【本件に関する連絡先】

所 属 部 署 :

担 当 者 名 :

メー ル ア ド レ ス :

電 話 番 号 :